

(別紙)

【審査基準：さとうきび生産性向上緊急支援事業】

1 農業機械等の導入又はリース導入のみの取組の場合

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の①から⑤の成果目標の中から1つ以上選択することとし、2つ選択した場合には、高い方のポイントを採用する。 なお、複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入の取組については、⑥の成果目標と併せて、①から④の成果目標の中から1つ選択することとし、二つの成果目標の合計ポイントを採用する。 ① 10a当たり労働時間を10%以上削減 ①－1 新たにハーベスタを導入する場合 〔※これまで手作業で実施していた収穫作業について、 ハーベスタ導入により機械化する場合〕 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上50%未満・・・・・・・・8ポイント 30%以上40%未満・・・・・・・・6ポイント 20%以上30%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上20%未満・・・・・・・・2ポイント ①－2 ①－1 以外の場合 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント	10ポイント

	② 生産量を 5 %以上増加 25%以上 10ポイント 20%以上25%未満 8ポイント 15%以上20%未満 6ポイント 10%以上15%未満 4ポイント 5 %以上10%未満 2ポイント ③ 作付面積を 1 %以上増加 10%以上 10ポイント 8 %以上10%未満 8ポイント 6 %以上 8 %未満 6ポイント 4 %以上 6 %未満 4ポイント 1 %以上 4 %未満 2ポイント ④ 作型別栽培の10a当たり収量を 5 %以上増加 25%以上 10ポイント 20%以上25%未満 8ポイント 15%以上20%未満 6ポイント 10%以上15%未満 4ポイント 5 %以上10%未満 2ポイント ⑤ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加 30ポイント以上 10ポイント 24ポイント以上30ポイント未満 . . . 8ポイント 18ポイント以上24ポイント未満 . . . 6ポイント 12ポイント以上18ポイント未満 . . . 4ポイント 6ポイント以上12ポイント未満 . . . 2ポイント	
--	--	--

	(複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入に取り組む場合の必須成果目標) ⑥ 複合経営における農産物の販売金額を3%以上増加 11%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	10ポイント
2 重要性 ポイント (複合経営品目の農業機械等の導入又はリース導入に係る取組は除く。)	受益面積に応じてポイントを付与。 60ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 50ha以上60ha未満・・・・・・・・・・4ポイント 40ha以上50ha未満・・・・・・・・・・3ポイント 30ha以上40ha未満・・・・・・・・・・2ポイント 20ha以上30ha未満・・・・・・・・・・1ポイント	5ポイント
3 みどりの食料システム法との連携	事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は令和5年度までに認定を受ける見込みがある場合はポイントを付与。	5ポイント
4 地域計画等との連携	事業実施主体の構成員が 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、ポイントを付与。	5ポイント

【審査基準：さとうきび生産性向上緊急支援事業】

2 農業機械等の導入又はリース導入を伴わない取組の場合

・配分に当たっては、ポイントの高い地区から採択を行うことを基本とするが、台風、干ばつ等の気象災害が大きい地域や条件不利地域等に配慮し、補助金額を減額して採択する場合がある。なお、公募要領第2の2の（5）に掲げる低糖度対策、公募要領第2の2の（6）に掲げる作型・品種転換対策の取組については、補助金の範囲内で優先的に採択を行うものとする。

審査項目	評価の観点	ポイント 配 分 (満点)
1 成果目標 ポイント	現状に対する成果目標の高さに応じてポイントを付与。 以下の①から⑤の成果目標の中から1つ以上選択することとし、2つ選択した場合には、高い方のポイントを採用する。 なお、地力増進対策、種苗確保対策、肥培管理対策を実施する場合は、以下の成果目標のうち⑤の成果目標は必須とし、担い手の育成・強化対策については、①から⑤の成果目標に加えて、⑥及び⑦の成果目標を選択することができるものとする。 また、低糖度対策の取組については、⑧の成果目標を、作型・品種転換対策の取組については⑨の成果目標を選択するものとする。 ① 生産量を平年水準（過去7年中庸5年平均）以上に増加 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・8ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・6ポイント 5%以上10%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上5%未満・・・・・・・・2ポイント ② 作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント	10ポイント

	③ 作型別栽培の10a当たり収量を5%以上増加 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・8ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・6ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・4ポイント 5%以上10%未満・・・・・・・・2ポイント ④ 10a当たり労働時間を10%以上削減 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上30%未満・・・・・・・・8ポイント 20%以上25%未満・・・・・・・・6ポイント 15%以上20%未満・・・・・・・・4ポイント 10%以上15%未満・・・・・・・・2ポイント ⑤ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 24ポイント以上30ポイント未満・・・8ポイント 18ポイント以上24ポイント未満・・・6ポイント 12ポイント以上18ポイント未満・・・4ポイント 6ポイント以上12ポイント未満・・・2ポイント (担い手・作業受託組織の育成・強化対策のみ選択可能) ⑥ 担い手に係る作付面積を1%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上10%未満・・・・・・・・8ポイント 6%以上8%未満・・・・・・・・6ポイント 4%以上6%未満・・・・・・・・4ポイント 1%以上4%未満・・・・・・・・2ポイント ⑦ 担い手・作業受託組織の育成・強化、環境負荷の低減や複合経営の普及に資する検討会を1回以上開催 5回以上開催・・・・・・・・・・10ポイント 4回以上開催・・・・・・・・・・8ポイント 3回以上開催・・・・・・・・・・6ポイント 2回以上開催・・・・・・・・・・4ポイント 1回以上開催・・・・・・・・・・2ポイント	
--	--	--

	(低糖度対策に取り組む場合の成果目標) ⑧ 糖度を平年水準（過去7年中庸5年平均）以上に増加 0.5度以上 10ポイント 0.4度以上0.5度未満 8ポイント 0.3度以上0.4度未満 6ポイント 0.2度以上0.3度未満 4ポイント 0.1度以上0.2度未満 2ポイント (作型・品種転換対策に取り組む場合の成果目標) ⑨ 受益地区において、新植作付面積を1%以上増加 10%以上 10ポイント 8%以上10%未満 8ポイント 6%以上8%未満 6ポイント 4%以上6%未満 4ポイント 1%以上4%未満 2ポイント	
--	---	--